資料９

（案）

令和８年 10 月 13 日

小田原市長　加藤　憲一　様

小田原市卸売市場審議会
会長　中川　雄二

小田原市公設地方卸売市場条例施行規則に規定する委託手数料の率
（水産市場）の改定について(答申)

令和８年５月25日、当審議会に対し諮問のありました小田原市公設地方卸売市場条例施行規則に規定する委託手数料の率（水産市場）の改定について、小田原市卸売市場審議会規則第２条に基づき、次のとおり答申します。

答　　申

小田原市公設水産地方卸売市場（以下「水産市場」という。）は、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図ることにより、市民等の生活の安定に資するために小田原市が開設した卸売市場であります。

水産市場において、卸売業者は、漁業者等から卸売のための販売の委託を受け、その対価として委託手数料を受け取っております。一方、小田原市公設地方卸売市場条例施行規則に規定する委託手数料の率は、昭和47年の施行以来、一度も見直されていない状況にあります。

当審議会では、近年の人手不足や資材価格の上昇など、市場を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、市場関係者へのサービスの維持・向上や、安定した市場運営を図るため、現行の委託手数料の率について検討を行いました。

昨今の物価高騰や不安定な世界情勢など、経済の先行きに不透明感が増している状況や、近隣の市場における手数料の動向等を踏まえると、現行の委託手数料の率については、一定の見直しを行うことが適当であると考えます。

以上のことから、当審議会は、小田原市公設地方卸売市場条例施行規則に規定する委託手数料の率を改定することについて、妥当であるとの結論に至りましたので、答申します。

第１　小田原市公設地方卸売市場条例施行規則の改正内容

１　委託手数料の率の区分の変更

委託手数料の率の区分について、市内及び市外の区分に明確化するとともに、次のとおり変更するものとします。

改正後	改正前
ア　市内漁業者の委託によるもの イ　市外漁業者の委託によるものであって、小田原漁港で水揚げされたもの ウ　上記以外のもの	ア　地元漁業者の委託によるもの イ　地元外漁船の委託によるもの ウ　上記以外のもの

２　委託手数料の率の引上げ

委託手数料の率について、次のとおり引き上げるものとします。

なお、小田原市公設地方卸売市場条例において、生鮮水産物及びその加工品の販売に係る委託手数料の率の上限は、６．０％とされています。

区分	改正後	改正前	増減
市内漁業者の委託によるもの	４．８％	３．８％	＋１．０％
市外漁業者の委託によるものであって、小田原漁港で水揚げされたもの	５．５％	４．５％	＋１．０％

第２　小田原市卸売市場審議会委員

（敬称略）

氏名	組織・役職名等
◎中川　雄二	国立大学法人東京海洋大学大学院　教授
○竹本　田持	明治大学　教授
神山　　章	株式会社小田原魚市場　代表取締役社長
秋山　昌光	小田原中央青果株式会社　代表取締役
川口　忠弘	小田原青果株式会社　代表取締役社長
古川　孝昭	小田原市公設水産地方卸売市場買受人組合　組合長
中津川　栄	小田原青果商業協同組合　理事長
高橋　征人	小田原市漁業協同組合　代表理事組合長
天野　信一	かながわ西湘農業協同組合　代表理事組合長
吉田　伯子	おだわら六彩会　会長
富樫　栄広	小田原市自治会総連合　早川地区自治会連合会
栗本　公恵	小田原短期大学　教授
小林　富雄	日本女子大学　教授
瀬戸　　浩	公募委員
橋本　正和	公募委員

◎会長、○副会長